

	旧矢本町	旧鳴瀬町
地域指定年度	昭和44年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和47年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和55年度	昭和57年度
	平成 2年度	平成 9年度
	平成 9年度	
	平成19年度	
	平成29年度	
	令和5年度	

# 東松島農業振興地域整備計画書

令和5年11月

宮城県東松島市



# 【 東松島農業振興地域整備計画書 目次 】

## 第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	4
2. 農用地利用計画	6

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2. 農業生産基盤整備開発計画	8
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	8
4. 他事業との関連	8

## 第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向	9
2. 農用地等保全整備計画	9
3. 農用地等の保全のための活動	10
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	10

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的

### かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用の促進を図るための方策	12
(1) 担い手の育成	12
(2) 農地流動化の推進	13
(3) 自給飼料基盤に立脚した畜産経営体	13
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	13

## 第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向	14
2. 農業近代化施設整備計画	15
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	15

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	16
3. 農業を担うべき者のための支援の活動	16
(1) 新規就業者の確保・育成	16
(2) 女性農業者の育成	17
(3) 小規模農家への支援	17
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	17

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	18
3. 農業従事者就業促進施設	19
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	19

## 第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標	20
(1) 安全性	20
(2) 公衆衛生	20
(3) 利便性	21
(4) 快適性	21
(5) 文化性	21
2. 生活環境施設整備計画	21
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	22
4. その他の施設の整備に係る事業との関連	22

## 第9 附図

1. 土地利用計画図（附図1号）	別添
2. 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	別添
3. 農用地等保全整備計画図（附図3号）	別添
4. 農業近代化施設整備計画図（該当なし）	該当なし
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図4号）	別添
6. 生活環境施設整備計画図（該当なし）	該当なし

## 別記 農用地利用計画

1. 農用地区域	24
(1) 現況農用地等に係る農用地区域	24
(2) 現況森林、原野等に係る農用地区域	24
2. 用途区分	24

# 第1 農用地利用計画

## 1. 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

東松島市は、宮城県東部に位置し、仙台市から北東に約30kmの距離にあり、東に石巻市、西に松島町、北に美里町と接し、南は太平洋に面している。面積は101.30km<sup>2</sup>で、気候は年間平均気温が約12.2度、年間降水量が約1,089mm、風速は最大17.1m/秒程度であり、降雪も少なく、東北地方では比較的温暖で、風雨の少ない地域にある。

本市の区域における国土（以下「市土」という。）の東部は、肥沃な田園が広がる平坦な地形、中央部には四方を一望できる桜の名所「滝山」を中心とする丘陵地、西部は、一級河川鳴瀬川と吉田川が太平洋に注ぐとともに、南西部には風光明媚な日本三景「特別名勝松島」を有し、変化に富んだ美しい自然景観を有する。

本市では、市全域を対象として、昭和45年に都市計画法に基づく線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）を行い、無秩序な宅地開発による農用地及び森林のかい廃を防ぎ、まとまりのある計画的な農用地の維持・整備に努めてきた。

交通アクセスについては、市の中央部に仙台市と石巻市を結ぶJR仙石線と国道45号が東西に横断している。また、市街地北側には、東北地方における太平洋沿岸の新たな発展軸として期待される三陸自動車道が東西に横断している。市内に3つのインターチェンジ（鳴瀬奥松島IC、矢本IC、石巻港IC）があり、仙台市内や仙台空港まで1時間足らずで移動できることから、宮城県沿岸部のほぼ中央に位置する本市は、広域仙台都市圏と広域石巻圏、そして、広域大崎圏との交通ネットワーク上の拠点となっている。

本市では、JR仙石線や国道45号沿いに都市化が進み、周辺地域からの人口流入も含めた受け皿づくりとして、住宅地開発による市街地の拡大を計画的に行ってきた。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）の津波被害により、市街地の約65%が浸水し、1,000人を超える尊い人命が失われた。また、農業分野においても、沿岸部農地の塩害、各種農業施設の被災、地盤沈下など甚大な被害を受けた。今後は、人口減少や少子高齢化が一層進展するとともに、財政状況についても、自主財源である市税が減少し、今後も厳しさを増すものと予測されている。

このような観点から、本市では、これまでの拡大・成長の時代から安定・成熟社会の到来に向け、都市づくりの方向を市街地の拡大から再生・活性化に転換することとし、着実な復興の推進と地域活力の創出を図り、地方創生に資する持続可能な土地利用を展開する。震災から10年が経過した令和2年度末に復興事業が概ね完結し、令和3年度からは「東松島市第2次総合計画後期基本計画」（以下「総合計画」という。）に基づき、「基幹産業としての農林水産業の活性化」に向けて各種施策に取り組んでいる。

特に、市内各地域の特性に応じながら農用地としての利用を進める地域では、農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保と保全を積極的に行い、農用地の効率的利用と生産性の向上を図るとともに、農用地の多面的機能が発揮されるように配慮することとしている。また、津波により被災した農用地については、優良農用地としての復旧と復興に努め、大区画化及び汎用化水田を整備する等、効率的な農業経営に向けた土地利用を推進することとしている。

本市の農業振興地域内の農用地については、このような市勢状況及び総合計画等において定められた市土利用の基本方針等を踏まえ、今後、次のような土地利用を図ることとする。

(ア) 既存の優良農用地については、作物や耕地の生産性の向上に努めながら、引き続き農用地区域として指定する。

(イ) ほ場整備事業等により、大区画のほ場や、農道・水路等の基盤施設を計画的に整備し、優良な農用地の維持、確保に努める。

- (ウ) これまで農用地区域に指定していた集落内に介在する農用地や点在する農用地のうち、自然的な条件等からみて、今後、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域の指定を解除する。
- (エ) 石巻地方拠点都市地域基本計画に係る事業のうち、具体的な開発行為の見込みがある農用地については、農用地区域の指定を解除する。

農業振興地域内の土地利用区分

単位：ha, %

年次 \ 区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在① (令和5年)	3,050.5	46.0	10.7	0.2	1,798.4	27.1	1,767.0	26.7	6,626.6	100.0
目標② (令和15年)	3,002.8	45.3	10.7	0.2	1,798.4	27.1	1,814.7	27.4	6,626.6	100.0
増減 (①-②)	△47.7	—	0.0	—	0.0	—	47.7	—	0.0	—

注 現在値は令和5年3月末現在とする。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地

本農業振興地域にある現況農用地約3050.5haのうち、次のa～cに該当する農用地2,580.4haについて、農用地区域を設定する。

- a 集团的（10ha以上）に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業及び土地改良事業等における非農用地区域を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地  
ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。
  - (a) 公共事業用地として土地収用法その他の法律により収用された農用地又は収用される予定のある農用地
  - (b) 集落区域内に介在する農用地等
  - (c) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められ、団地性を欠く農用地
  - (d) 石巻地方拠点都市地域基本計画に係る事業のうち、具体的な開発行為の見込みがある農用地

### (イ) 土地改良施設の用に供される土地

本農業振興地域内にある土地改良施設については、(ア)において農用地区域を設定することとした現況農用地に介在又は隣接する用排水路等が主であり、土地改良施設用地としての農用地区域は、設定しない。

### (ウ) 農業用施設用地

本農業振興地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

### (エ) 現況森林、原野等

該当なし。

農用地区域内の土地利用区分

単位：ha, %

年次 区分	農 用 地				農業用施設用地		森林・原野		計	
	農 地		採草放牧地		実数	比率	実数	比率	実数	比率
	実数	比率	実数	比率						
現 在① (令和5年)	2,511.4	96.9	69.0	2.7	10.7	0.4	0.0	0.0	2,591.1	100.0
目 標② (令和15年)	2,463.7	96.9	69.0	2.7	10.7	0.4	0.0	0.0	2,543.4	100.0
増 減 (①－②)	△47.7	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	△47.7	—

注 現在値は令和5年3月末現在とする。

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

本農業振興地域内の水田については、水稻の生産性の向上及び汎用化を図るため、大区画化及び汎用化水田の整備を行う等、効率的な農業経営に向けて、農業生産基盤の整備を進める。

畑地については、都市近郊という恵まれた立地条件を活かし、施設野菜と露地野菜の生産を推進し、複合経営の一層の充実に努める。

農用地区域内の土地利用区分（地域別）

単位：ha

区分 地域名	農地			採草放牧地			農業用施設用地			森林・原野		計		
	現況 (見直し後)	将来	増減	現況 (見直し後)	将来	増減	現況 (見直し後)	将来	増減	現況 (見直し後)	現況 (見直し後)	将来	増減	
1) 矢本東	170.4	168.6	△ 1.8	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	170.7	168.9	△ 1.8	
2) 矢本西	482.6	480.4	△ 2.2	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	483.0	480.8	△ 2.2	
3) 大曲	222.6	222.0	△ 0.6	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	222.8	222.2	△ 0.6	
4) 赤井	580.6	547.1	△ 33.5	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	0.0	0.0	581.9	548.4	△ 33.5	
5) 大塩	222.8	221.0	△ 1.8	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	223.3	221.5	△ 1.8	
6) 小野	500.2	495.4	△ 4.8	69.0	69.0	0.0	5.7	5.7	0.0	0.0	574.9	570.1	△ 4.8	
7) 野蒜	264.9	264.7	△ 0.2	0.0	0.0	0.0	2.3	2.3	0.0	0.0	267.2	267.0	△ 0.2	
8) 宮戸	67.3	64.5	△ 2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	67.3	64.5	△ 2.8	
計	2,511.4	2,463.7	△ 47.7	69.0	69.0	0.0	10.7	10.7	0.0	0.0	2,591.1	2,543.4	△ 47.7	

注 現況値は、令和5年3月末現在値。

### イ 用途区分の構想

総合計画等により市域を下図の8つの地域に区分し、地域単位の農業上の土地利用の方向性を示す。



(ア) 矢本東地域

北上川水系に属する矢本東地域の農用地は、J R 仙石線と国道45号沿いの中心市街地や東小松の集落の周囲に広がる。

水田については、地形がほぼ平坦であり、水利条件にも恵まれているが、集落が混在しており、まとまった農用地が減少しつつある。

市街地や集落から離れて広がる農用地については、今後とも、生産性の高い農用地としての利用を推進し、農業生産基盤の整備や都市近郊農業の展開による有効利用を図る。

(イ) 矢本西地域

北上川水系に属する矢本西地域は、J R 仙石線と国道45号を挟み南北に農用地が広がるが、三陸自動車道矢本 I Cに通じる県道矢本河南線沿いでは、東側のJ R 仙石線矢本駅周辺等の中心市街地の拡大や西側の鹿妻駅周辺の集落との混在が見られる。

これらの市街地や集落の周囲に広がる農用地が混在する地域においては、農業に関する公共投資を集中する地域について、今後、計画的に選定し明確に位置づけることとする。

農業生産基盤整備事業が進行中の地区においては、計画的に事業を推進し、将来にわたり優良農用地の確保を図る。

(ウ) 大曲地域

定川と北上運河に囲まれた大曲地域は、地域南部の農用地については、地形がほぼ平坦であり、水利条件にも恵まれた大規模区画の農用地が広がる。

地域北部の農用地については、三陸自動車道周辺で集落の混在が見られるが、農業生産基盤の整備や都市近郊農業の展開による農用地の有効利用を図る。

(エ) 赤井地域

本市の北東部の定川北側に位置する赤井地域は、地域北部に水田と畑地の農用地が広がり、恵まれた農業環境を有し、良好な田園集落と調和した優良農用地が形成されている。

農業生産基盤整備事業が進行中の地区においては、計画的に事業を推進し、将来にわたり優良農用地の確保を図る。

(オ) 大塩地域

大塩地域の農用地は、山間の比較的広がりのある平坦な農用地と、丘陵地の農用地に大別される。

平坦部の農用地については、大区画ほ場の整備を進め、今後も生産性の高い農用地としての利用を推進する。

丘陵地の農用地については、地形的に営農条件が不利なため、水稻以外の作物等の転作地が随所に見られる。今後は、地形条件に適した作物の作付けを推奨するとともに、丘陵地に散在する遊休農用地の有効活用を図る。

(カ) 小野地域

地域南部の海岸線へと広がる小野、牛網及び浜市地区の平坦部の農用地については、大区画ほ場整備が完了しており、震災により被災した集落の復旧と農村景観に調和した土地利用を展開し、今後も、生産性の高い農用地としての利用を推進する。

鳴瀬川左岸の根古、高松、新田及び西福田地区の沢沿いの農用地については、引き続き水田としての土地利用を推進する。

農業生産基盤整備事業が進行中の地区においては、計画的に事業を推進し、将来にわたり優良農用地の確保を図る。

鳴瀬川右岸の川下及び上下堤地区の平坦な農用地については、今後とも優良な農用地としての有効利用を図る。

(キ) 野蒜地域

浅井、野蒜及び大塚地区に広がる平坦な農用地については、優良な農用地としての有効利用を図る。

中下地区を中心に点在する畑地では、花き等の施設園芸作物の栽培が盛んであることから、今後も園芸振興に努める。

また、農産物処理加工施設等を活用した地域の特色ある6次産業化への取り組みを促進し、地域ブランドの創出に向けた取り組みを支援する。

(ク) 宮戸地域

平坦部の農用地については、農業生産基盤の整備により、大型機械による作業の効率化が期待される農用地としての土地利用を図る。

また、その他の農用地については、果樹等の導入により、6次産業化や観光振興をにらんだ新たな土地利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

**2. 農用地利用計画**

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本農業振興地域の農用地のうち、水田については、国営及び県営事業の導入により、かんがい排水施設、ほ場の大区画化、農道改良及び舗装、暗渠排水施設等の基盤整備を進めてきた。今後、さらに、ほ場整備事業やかんがい排水事業による総合的な整備を進めるほか、水田の大区画化や汎用化を推進し、作業の効率化と多様な農作物の生産を可能とする条件整備等、地域に即した農用地整備を推進するとともに、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を推進する。

畑地については、県内有数の野菜産地として、生産性及び品質の向上を目的とした生産関連施設の整備を推進する。

#### (1) 矢本東地域

矢本東地域については、東小松地区県営ほ場整備事業等で整備した水利施設や排水機場等を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図る。

#### (2) 矢本西地域

矢本西地域については、西矢本地区県営ほ場整備事業で整備した水利施設や排水機場等を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図る。

また、西小松地区県営ほ場整備事業の早期の事業完了を目指す。

#### (3) 大曲地域

大曲地域については、五味倉地区農業基盤整備、大曲地区県営ほ場整備事業等で整備した水利施設や排水機場等を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図る。

#### (4) 赤井地域

赤井地域については、南下地区及び北赤井地区の農業基盤整備、川前四地区県営ほ場整備事業で整備した水利施設や排水機場等を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図る。

また、上区地区の農用地の基盤整備を進めるべく、深谷西地区県営ほ場整備事業の、早期の事業完了を目指す。

#### (5) 大塩地域

大塩地域については、塩入地区農業基盤整備、蛇沼向地区県営ほ場整備事業等で整備した水利施設や排水機場等を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図る。

#### (6) 小野地域

小野地域については、小野地区農業基盤整備、上福田地区県営ほ場整備事業で整備した水利施設や排水機場等を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図る。

また、現在事業進行中の、上下堤・川下地区県営ほ場整備事業の早期完了と、未実施区域である下福田・新田地区並びに高松地区の農用地の基盤整備を進めるべく、地域の合意形成を図り、早期の事業完了を目指す。

#### (7) 野蒜地域

野蒜地域については、野蒜地区農業基盤整備、奥松島地区（洲崎東名工区等）県営ほ場整備事業等で整備した水利施設や排水機場等を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図る。

#### (8) 宮戸地域

宮戸地域については、奥松島地区（宮戸B工区等）県営ほ場整備事業等で整備した水利施設や排水機場等を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図る。

## 2. 農業生産基盤整備開発計画

農業生産基盤の整備開発計画

事業種目	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	整地工 A=134.1ha	西小松地区	135.8ha	1	農業競争力強化 農地整備事業
	整地工 A=265.6ha (東松島市79.3ha、石巻市 186.3ha)	深谷西地区	79.3ha (東松島市内)	2	
	整地工 A=101.0ha	上下堤・川下 地区	101.0ha	3	
	整地工 A=67.8ha	下福田・新田 地区	67.8ha	4	
	整地工 A=13.0ha	高松地区	13.0ha	5	

## 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

林道網の整備とあわせて、市道及び農道との有機的なネットワーク形成を図る等、森林資源の維持及び造成並びに森林施策の計画的な実行に向けて、利用効果の高い整備を推進する。

## 4. 他事業との関連

本農業振興地域では、従来から、国営及び県営かんがい排水事業や県営ほ場整備事業等の広域事業を隣接する石巻市や美里町とともに実施しており、道路網も周辺都市との連携及び協力のもと、年次計画に従い、市内幹線道路の拡幅改良や舗装工事を順次進めてきた。

こうした周辺都市にわたる広域的な事業については、引き続き関係機関や周辺市町との密接な連携及び協力のもと、計画的に推進する。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1. 農用地等の保全の方向

本農業振興地域の農用地面積は、年々減少しており、今後も、宅地等の都市的土地利用への転用による減少傾向が続くものと予想される。また、農業就業人口の高齢化の進展や後継者不足等により、丘陵地等では、遊休農用地の発生が懸念される。

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一度荒廃するとその復旧は非常に困難である。将来にわたり、安全で安心な食料を安定的に供給するとともに、農用地の持つ水資源のかん養や保水等、多面的機能を発揮するためには、無秩序な土地利用の転用や耕作放棄等による農用地のかい廃を防ぎ、優良な農用地を営農に適した良好な状態で保全することが重要である。

これらを踏まえ、これまで、本農業振興地域では、土地条件の悪い農用地の粗放化を防止するためにも、集落営農組織による地域農業の維持及び国土資源の保全や担い手への農用地の利用集積と一体的に行う土地基盤の整備を推進し、高い農地集積率を維持してきた。今後も、これらの取組を維持・推進し、農用地の効率的利用を図るため、農地の流動化を推進する。

また、農業用排水施設の機能保全対策を行い、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進し、農業生産基盤の整備、保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地確保を推進する。

なお、近年頻発する豪雨災害に対しては、流域全体で水害を軽減させる流域治水に対応できるよう農地・農業水利施設を活用した防災・減災の取組（田んぼダムや農業用ため池等の治水機能等）を推進し、また、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた吉田川流域の防災・減災対策の早急な強化を図るため、国営土地改良事業による豪雨災害対策（若針、浅井、中下排水機場の強化及び原田連絡水路等の整備対策）を促進することとする。

#### 2. 農用地等保全整備計画

遊休農用地の発生を未然に防止し、農用地の保全を図るためには、耕作放棄の要因となる土地条件の改善を図る必要があり、また、水田等の農用地の有効活用を図るためには、暗きょ排水等の整備により水田の汎用化を図ることが重要である。

このため、第2の2の「農業生産基盤整備開発計画」及び「農用地等保全整備計画」に基づき農業施設等の整備を促進することとする。

農用地等の保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農用地等 保全施設 整備	中継ポンプ改修 19箇所、 処理施設改修 一式	-	-	1	農業集落排水事業（整備・改築）
	施設管理体制整備促進 揚水機場 2基、排水機場 7基	-	1,445ha	2	基幹水利施設管理事業（県）
	中江川沈砂池浚渫 V=4,330㎥	-	142ha	3	緊急浚渫推進事業
	施設維持管理強化 一式	河南矢本地区	1,859ha	4	水利施設管理強化事業（一般型）
	排水機場新設 一式 A=322ha (東松島市A=155ha、石巻市A=167ha)	上区地区	322ha	5	水利施設等保全高度化事業
	排水機場新設 一式A=1,500ha (東松島市A=450ha、美里町A=950ha)	鞍坪地区	1,500ha	6	
	用水機場改修 一式A=215ha (東松島市A=22ha、美里町A=193ha)	沖新堀地区	215ha	7	
	排水機場改修 一式	新田西福田地区	75ha	8	
	排水機場改修 一式	才勝筒地区	65ha	9	
	排水機場改修 一式	柳の目地区	33ha	10	農業水路等長寿命化・防災減災事業

### **3. 農用地等の保全のための活動**

耕作放棄等による農用地の機能低下を未然に防止するため、各集落における保全会等の国土資源の保全活動体制を整備するとともに、認定農業者等の担い手への利用集積を通じて農地の流動化を推進する。

また、高齢化による労働力不足等に対応するため、認定農業者や農作業受託組織への農作業の受委託を促進する。

さらに、農用地の有効活用を図るため、作付け地の団地化等集落内での農用地の利用調整や水田における大豆、飼料作物等の生産等、水田の高度利用を促進する。

### **4. 森林の整備その他林業の振興との関連**

森林の整備にあたっては、水源かん養や山地災害防止等森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図る。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、水稻を基幹作物とし、露地野菜、施設園芸、花き、畜産等を加えた複合経営の実践によって発展してきた。また、平成4年度以降、南下地区、小野地区、野蒜地区等で、大区画ほ場整備事業が実施され、大区画ほ場を中心に大豆の集団転作が行われている。

しかし、近年の農業を取り巻く情勢は厳しく、その中核となる若年就業者の他産業への流出による農業従事者の高齢化や担い手不足、産地間競争の激化、農産物の需給の不均衡及び価格低迷等、農業経営が益々困難な状況となっている。

また、震災により津波被害にあった地区においては、農用地のみならず農業機械等も流失し、再建が困難な農業者が多いため、農業法人や大規模な個人農家へ農地を委託する動きが多く見られることや、農業就業人口の高齢化や減少に伴い、市内全域にわたり、遊休農用地になるおそれがある農用地が点在している。

このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、東松島市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり400万円程度、主たる従事者に補助従事者1人を加えた1経営体当たり500万円程度）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの経営が東松島市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。

また、主要な営農類型は、次のとおりとする。

主要な営農類型

	営農類型	目標規模	作目構成
個別経営体	水稻	水稻5ha（自作地3ha、借地2ha）、大豆5ha	水稻、大豆
	水稻＋露地野菜	水稻11ha（自作地5ha、借地6ha）、ねぎ0.4ha	水稻、大豆、ねぎ
	水稻＋施設野菜	水稻6ha（自作地3ha、借地3ha）、トマト0.15ha	水稻、大豆、トマト
	水稻＋施設野菜＋露地野菜	水稻8ha（自作地2ha、借地6ha）、きゅうり0.15ha、ねぎ0.1ha	水稻、大豆、きゅうり、ねぎ
	露地野菜＋水稻	ねぎ1ha、水稻4ha（自作地2ha、借地2ha）	ねぎ、水稻、大豆
	施設野菜＋水稻	きゅうり0.15ha、水稻5ha（自作地3ha、借地2ha）	きゅうり、水稻、大豆
	施設野菜＋水稻	いちご0.4ha、水稻6ha（自作地3ha、借地3ha）	いちご、水稻、大豆
	花き＋水稻	きく0.7ha、水稻4ha（自作地2ha、借地2ha）	きく、水稻、大豆
	花壇苗	シクラメンほか0.2ha	-
	肉用牛（肥育）＋水稻	肉用牛（肥育）65頭、水稻4ha（自作地2ha、借地2ha）	肉用牛（肥育）、水稻、大豆
肉用牛（繁殖）＋水稻	肉用牛（繁殖）20頭、水稻2ha（自作地1ha、借地1ha）	肉用牛（繁殖）、水稻、大豆	
酪農	経産牛35頭、飼料畑3ha	酪農	
組織経営体	水稻	水稻60ha（自作地15ha、借地45ha）、大豆20ha	水稻、大豆
	施設園芸	トマト5ha	トマト

注1 出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年8月東松島市策定。以下「基本構想」という。）

注2 経営体数は、基本構想第4の農業構造の指標で掲げる農業経営改善計画の認定経営者数（以下「認定農業者」という。）の令和12年度末の目標値とし、流動化目標面積値は、基本構想第4の農業構造の指標で掲げる効率的かつ安定的な農業経営（担い手）への集積面積目標値のうち、認定農業者へ集積する令和12年度末の目標値とする。

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

令和3年の農林業センサスでは、本市の農家経営体数は594戸、経営耕地面積は2,894haであり、経営体当たりの平均経営耕地面積は4.87haである。また、経営耕地面積が1ha未満の経営体は156経営体（約26.3%）、10ha以上の経営体は57経営体（約9.6%）である。このうち、販売農家数（36組織経営体含む。）は、542経営体である。

今後、農業従事者の高齢化等による遊休農用地の発生に対応するため、経営改善に意欲のある認定農業者等の担い手への農用地の利用集積を進め、農業経営規模の拡大と農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

さらに、環境保全型農業を推進し、農薬や化学肥料の適正使用による環境への負荷の低減や堆きゅう肥等を有効活用する土づくりを進め、地力の維持増進を図る。

### 農業構造の指標

農業経営改善計画の認定経営者数	区 分		令和12年度末
	経営体数		250経営体
	個別経営体		200経営体
	組織経営体		50経営体

### 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の目標

区 分	令和2年度末実績		令和12年度末目標	
	集積面積	集積率	目標面積	集積率
耕地面積	2,830ha	87.5%	2,830ha	90.0%
効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積面積	2,475ha		2,547ha	

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年8月）

## 2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的

### かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大のためには、認定農業者や認定農業者を核とする生産組織及び集落営農組織の育成が重要である。

このため、本農業振興地域では、次のような地域農業の担い手に対する規模拡大に向けた支援とともに、地域計画の達成に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための農地の流動化を推進する。

### (1) 担い手の育成

地域農業の中核を担う農業経営体を育成するため、認定農業者や集落営農組織に対し、農用地の利用集積や制度資金の利子補給、経営改善に資する研修会の開催等により、経営規模の拡大を支援する。特に、農業経営改善計画の効率的達成や相互研鑽を目的とする認定農業者組織の活動を支援するとともに、その経営の熟度に応じて、法人化を推進する。

また、地域農業における効率的な生産活動を支える営農集団等の生産組織の育成強化に向けて、機械の共同利用や作付けの集団化、農作業の共同化を促進するとともに、その組織経営の熟度に応じ、法人化を推進する。

## **(2) 地域計画の達成**

将来の地域の農業の在り方を定めた地域計画の達成に向け、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携しながら、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等による農地の流動化を推進する。

## **(3) 自給飼料基盤に立脚した畜産経営体**

耕畜連携を図り、水田の活用により自給粗飼料生産を進め、稲わらの飼料利用や良質な完熟たい肥の供給と良質な完熟堆肥の供給と農地還元の取り組みを推進する。

また、既存草地の有効活用と遊休未利用地、耕作放棄地等の活用により、自給粗飼料の増産を図る。

## **3. 森林の整備その他林業の振興との関連**

自然景観との調和を図りながら、森林資源の利用、維持及び造成並びに森林施業の計画的な実行を推進していく。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1. 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、水稻を基幹作物とし、露地野菜、施設園芸、花き、畜産等を加えた複合経営の実践によって発展しており、近代化施設の整備についても作物や地域の生産体制に即した整備を進めてきた。震災後においては、沿岸部で被災した農用地の復旧及び復興を進めるとともに、経営農地を集積するため生産組織の立上げや法人化を支援してきた。あわせて、被災農業者の経済的負担を軽減するため、市が事業実施主体となり、農業用機械及び施設を整備し、農業法人等へ貸与することとした。震災復旧による近代化施設の整備については、一定程度の目途が立ったことから、今後は、既存の共同利用施設の利用促進を図るとともに、スマート農業技術等による省力化や低コスト生産体制の確立を図る。

#### (1) 矢本東地域

矢本東地域については、共同利用施設の有効利用と大型機械の共同利用を推進するとともに、地域全体の水稻生産一貫作業体系の確立を図る。

また、農村婦人の家を活用し、地域の食材を生かした農産加工や既存の農産物直売所を活かした6次産業化への取り組みを促す。

#### (2) 矢本西地域

矢本西地域については、震災後に設立された生産組織が自立し、経営が安定するよう支援する。また、共同利用施設の有効利用と大型機械の共同利用を推進するとともに、地域全体における水稻生産一貫作業体系の確立を図る。

#### (3) 大曲地域

大曲地域については、震災後に設立された生産組織が自立し、経営が安定するよう支援する。また、共同利用施設の有効利用と大型機械の共同利用を推進するとともに、地域全体における水稻生産一貫作業体系の確立を図る。

#### (4) 赤井地域

赤井地域については、既存の生産組織の強化とともに、震災後に設立された生産組織が自立し、経営が安定するよう支援する。また、共同利用施設の有効利用と大型機械の共同利用を推進するとともに、地域全体における水稻生産一貫作業体系の確立を図る。

#### (5) 大塩地域

大塩地域については、既存の生産組織の強化とともに、震災後に設立された生産組織が自立し、経営が安定するよう支援する。また、共同利用施設の有効利用と大型機械の共同利用を推進するとともに、地域全体における水稻生産一貫作業体系の確立を図る。

#### (6) 小野地域

小野地域については、既存の生産組織の強化とともに、震災後に設立された生産組織が自立し、経営が安定するよう支援する。また、共同利用施設の有効利用と大型機械の共同利用を推進するとともに、地域全体における水稻生産一貫作業体系の確立を図る。

地域の食材を生かした農産加工や既存の農産物直売所を活かした6次産業化への取り組みを促す。

#### (7) 野蒜地域

野蒜地域については、既存の生産組織の強化とともに、震災後に設立された生産組織が自立し、経営が安定するよう支援する。また、共同利用施設の有効利用と大型機械の共同利用を推進するとともに、地域全体における水稻生産一貫作業体系の確立を図る。

6次産業化施設となる農産物処理加工施設や奥松島観光物産交流センターを活用し、今後、他地域の模範となるような特色ある6次産業化の取り組みを促進する。

### **(8) 宮戸地域**

宮戸地域については、既存の生産組織の強化とともに、震災後に設立された生産組織が自立し、経営が安定するよう支援する。また、共同利用施設の有効利用と大型機械の共同利用を推進する。

また、いちじく、もも、かき等の果樹を導入し、観光果樹園としての活用や生産物を活用した特産品の開発等に向けて、技術の向上や組織運営についての取り組みを促進する。

## **2. 農業近代化施設整備計画**

該当なし。

## **3. 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の新規就農者は、平成23年から平成27年までの5年間で27人であったが、平成28年から令和2年までの5年間で35人と近年は増加傾向にある。今後も、従来からの基幹作物である水稲の産地としての生産量の維持を図るとともに、露地及び施設栽培による園芸の産地拡大を進めるために、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保することに努める。

今後、本市では、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を目指す青年等の育成及び確保を図るものとする。

市内の農業生産者の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化及び法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼び掛ける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加及び協力を促進し、多様な担い手の育成に努めることとする。

また、農業就業人口の高齢化や減少に伴い、農業法人や大規模な個人農家へ農地の集積が進みつつあるが、意欲のある小規模農家が今後も地域の重要な担い手として継続的かつ安定的に経営できるよう支援する。

### 2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

本市では、新規就農希望者の技術習得や長期滞在、また、新規就農者の本市への定住促進を目的とした新規就農者技術習得管理施設や農林水産業体験施設等からなる「宮戸地区復興再生多目的施設」を整備し、活用することにより、市外から新たに参入する農業就業者の育成及び確保を図る。

また、本市のほか、いしのまき農業協同組合、東松島市農業委員会、宮城県石巻農業改良普及センター等で構成する「東松島市地域農業担い手育成センター」において青年農業者への濃密な指導を行う。

農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の名称	施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号
新規就農者技術習得管理施設 (宮戸地区復興再生多目的施設内)	就農支援施設	東松島市へ定住を希望する新規就農者を誘致し、担い手の確保を図る。	宮戸地区 個室：1人部屋6室 2人部屋4室 その他：研修室等	就農希望者 新規就農者 認定新規就農者	1

### 3. 農業を担うべき者のための支援の活動

#### (1) 新規就農者の確保・育成

近年、職業観の変化や自然志向等の高まりを背景に、農外からの参入や農業法人への就職、就農といった多様な就農事例が見られることから、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成及び確保するために、生産基盤となる農地の円滑な取得や農業に関する知識及び技術の習得を目的とする研修等の就農相談や就農支援を農業委員会や各関係機関と連携を密にして実施する。

また、新規就農者の研鑽の場となる交流活動を推進し、経営の安定が定着するまで、きめ細やかに支援や指導を行う。

さらに、規模拡大や新規部門導入を目指す意欲ある農業者に対し、農業経営改善計画の指導や助成制度等の情報提供により、認定農業者への誘導を図る。

## **(2) 女性農業者の育成**

女性農業者は、農業生産や地域において重要な役割を果たしており、女性農業者たちの組織活動や直売、加工等に取り組む女性の起業活動を支援する。

また、女性の就業条件や農業経営の位置づけを明らかにする家族経営協定の締結を推進するとともに、認定農業者の共同申請や農業及び農村に係る方針決定の場への女性の参画を促進する。

## **(3) 小規模農家への支援**

小規模農家は、地域農業の根幹を支える重要な経営者であり、かつ、農道や水路の維持といった農用地の多面的機能を保全する重要な担い手となっている。意欲のある小規模農家が、継続的かつ安定的に経営できるよう、農業経営改善計画の指導や助成制度等の情報提供を行い、必要に応じて認定農業者への誘導を図る。

## **4. 森林の整備その他林業の振興との関連**

本市において、林業のみで生計を維持することは困難であり、農業等との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を支援する。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

令和3年度に実施した農家意向調査によると、農業従事者のうち専従以外が全体の約半数で、兼業者のうち「恒常的に勤務している」が半数以上となっており、農外所得への依存が高い状況にある。

また、米価をはじめ農産物価格の低迷や農業所得の低下等を理由に、離農する農家もみられる。

こうした状況に対応し、農業生産の振興と農村地域の発展を図るためには、兼業従事者の一層の安定就業とともに、集落営農組織や認定農業者等の担い手の育成や農地の流動化の推進にあわせて、離農者のための安定的な就業の場を確保することが重要な課題である。

今後、農用地利用改善団体等の集落内における話し合いの場を通じて、農地の流動化を図り、農業技術及び経営感覚に優れた地域農業の発展に先導的役割を果たす担い手の育成に努める。

また、ひびき工業団地やグリーンタウンやもと工業団地及び大曲浜地区産業用地への企業誘致並びに商業地の機能充実等による商工業の活性化により、兼業農家が安心して働ける就労の場と所得の確保を図ることとする。

従業地別就業者数

		令和12年における従業地別就業者数（人）								
		市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	漁業	5	3	8	5	3	8	10	6	16
	建設業	47	21	68	49	23	72	96	44	140
	製造業	28	13	41	29	14	43	57	27	84
	卸・小売業	6	3	9	7	3	10	13	6	19
	運輸通信業	11	6	17	12	6	18	23	12	35
	サービス業	28	14	42	30	14	44	58	28	86
	公務	9	4	13	9	5	14	18	9	27
	その他産業	37	18	55	39	19	58	76	37	113
	計	171	82	253	180	87	267	351	169	520
自営業	漁業	1	1	2	2	1	3	3	2	5
	建設業	13	6	19	14	7	21	27	13	40
	製造業	8	4	12	8	4	12	16	8	24
	卸・小売業	1	1	2	2	1	3	3	2	5
	運輸通信業	3	2	5	3	2	5	6	4	10
	サービス業	8	4	12	9	4	13	17	8	25
	その他産業	4	1	5	2	1	3	6	2	8
		計	38	19	57	40	20	60	78	39
日雇・臨時雇		35	16	51	37	17	54	221	108	105
総計		244	117	361	257	124	381	650	316	742

注 令和3年度に実施したアンケート調査結果を用いて設定

### 2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市で生産される農産物を原料とした加工品や本市の農産物と水産物を組合せる等の加工品の開発を行うとともに、「日本三景・松島」を訪れ、市内の宿泊施設を利用する観光及び宿泊客への農産物や農水産加工品の販売促進を行う等を進めることにより、地場産業の振興を図る。また、三陸自動車道上り矢本PAに建設予定の道の駅には、市内農作物販売所や農産物加工施設なども予定しており、本施設等を通じ農業生産者が自ら参加して6次産業化や観光と農業の連携を深めることにより、兼業農業従事者の安定的な就業機会の確保と拡大を図る。また、農業従事者の農業、農外の就業環境の改善を図るため、職業安定機関との連携を密にしながら、安定的な農外就労のための相談、指導、助言等の活動を推進する。

### **3. 農業従事者就業促進施設**

該当なし。

### **4. 森林の整備その他林業の振興との関連**

本市において、林業のみで生計を維持することは困難であり、農業等との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を支援する。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1. 生活環境施設の整備の目標

農村地域における生活様式の多様化と生活水準の向上に対応し、住みよい農村地域づくりを進めるため、安全性、公衆衛生、利便性、快適性及び文化性それぞれの面から、総合的かつ計画的な生活環境施設の整備を進める。

#### (1) 安全性

##### ア 交通安全

本県北東部の幹線道路としての使命を果たす国道45号をはじめ、県道、市道、農道等における交通安全施設が整備できるよう国・県との調整に努める。

##### イ 農作業上での安全

大型機械の使用に適したほ場の大区画化や農作業機械の運行に際しての安全確認の徹底等の指導を推進する。

また、高齢化の進展に伴い、農作業機械による事故や自動車運転に伴う交通事故等、農作業に従事する高齢者の事故防止のための安全対策を推進する。

##### ウ 防災

災害に対する住民の意識が高まる中、減災への取り組みとして自主防災組織の育成強化を図るとともに、指定避難所や指定緊急避難場所への安全な避難路を確保するため、農道、農業集落道の活用や延焼遮断帯の整備に努める。

農業用の用排水施設や既存のため池を緊急時の消防用水、生活用水としての利用を図るため、浚渫や嵩上げ等を行うとともに、地域の総合的な防災安全度を高めるため、計画的に水路及び遊水池の改修及び整備を推進するとともに、水難事故防止のため安易に立ち入ることができないよう、フェンス等の設置、ネット、浮き輪等の安全対策の整備に努める。

また、災害発生時の広報手段として防災無線の活用等の情報伝達基盤の整備を図るほか、石巻広域消防本部による常備消防と非常備消防との有機的な連携のもと、消防及び救急の強化対策を推進する。

##### エ 公害・防犯

公害対策については、農薬や新技術分野に関する研修会等の機会を通じ、公害知識の向上を図るとともに、農地の水質や土壌の検査を計画的に実施する。

また、防犯対策については、集落間を結ぶ道路等に防犯灯の設置を計画的に進める。

#### (2) 公衆衛生

##### ア ごみ処理

本市では、ごみの完全分別収集が実施されているが、今後も「東松島市環境基本計画」に基づき、ごみの減量化、再資源化及び適正処理に努める。

##### イ 排水処理

北上川流域別下水道整備総合計画認可区域内の生活排水については、公共下水道の整備促進を図る。

また、既に供用を開始している公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の整備区域については、未接続世帯への普及啓発により水洗化の促進を図り、快適で衛生的な生活環境の形成を図る。

##### ウ し尿処理

公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の整備区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、家庭雑排水の用排分離施設を整備する等、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、自然環境の保全と生活環境の向上を図る。

また、畜産部門では、家畜のし尿処理施設、堆肥集積場の整備等を推進する。

##### エ 保健・医療

食生活の変化や疾病構造の多様化により、生活習慣病などの慢性疾患を持つ人が社会的に増加していることを踏まえ、市民に早期治療を進めるとともに、市民検診（健診）の充実や健康栄養相談及び健康教育を実施し、市民の健康増進を積極的に進める。

### (3) 利便性

本市の道路網は、市内に3つのインターチェンジ（鳴瀬奥松島IC、矢本IC、石巻港IC）を有する三陸自動車道と、国道45号及び石巻鹿島台色麻線、奥松島松島公園線、鹿島台鳴瀬線と3本の主要地方道と県道矢本河南線等を骨格として幹線道路網を形成している。

また、JR仙石線は、仙台市や石巻市を結ぶ重要な公共交通機関で、市内に8つの駅が設けられている。

今後とも、市民の通勤や通学、身近な買物や通院等の利用しやすい交通環境の充実を図るとともに、市外から本市に訪れやすい交通機能の充実を図り、人的及び物的交流の活性化に努める。

### (4) 快適性

#### ア 農村公園

農業の振興と農村生活の快適性の向上を目指し、桜の名所・滝山公園をはじめとした都市公園のほか、市内10箇所に整備されている農村公園等の利用を促進するため、適正な維持管理に努める。

また、震災による防災集団移転元地の利活用、交流の場創出、果樹の利用による農産加工品開発、観光振興等を目的とした野蒜地区の「令和の果樹の花里づくりプロジェクト」の推進に努める。

#### イ 公共施設

市民の健康づくりやふれあいの拠点として、矢本海浜緑地パークゴルフ場及び奥松島運動公園、東松島市健康増進センター等の利用を促進し、ふれあいの多い地域を形成する。

### (5) 文化性

#### ア スポーツ活動

全ての市民が生涯にわたり身近にスポーツを楽しみ、愛し、親しみ、交流の輪を広げ、笑顔あふれる健康で元気なまちを目指す「スポーツ健康都市宣言」を達成するため、鷹来の森運動公園、奥松島運動公園、矢本海浜緑地パークゴルフ場等の利用を促進し、誰でも気軽にスポーツを楽しみ、心と体の健康づくりのできる機会の充実を図る。

#### イ 文化、郷土・芸能行事

農村婦人の家や市民センター、地区センター等の文化学習施設の利活用や、各種サークル活動等による市民同士の交流を促進するとともに、国際交流や地域間交流を積極的に推進する。

特別名勝「松島」の景観保全や国史跡「里浜貝塚」、「赤井官衙遺跡群」の保護及び活用をはじめ、各地域の伝統芸能や文化財、歴史遺産の価値を再認識し、本市の貴重な財産として保全及び活用し、次の時代への継承に努める。

#### ウ 食育活動

四季折々に海と大地からの豊富な食材に恵まれていることから、新鮮な素材を美味しく食べる地元ならではの食文化の定着に向けて、市民一人ひとりが食材への理解を深めるとともに、食を通じた交流により、地場産品の理解と食文化の継承につながる取り組みを推進する。

## 2. 生活環境施設整備計画

該当なし。

### **3. 森林の整備その他林業の振興との関連**

緑に恵まれた良好な生活環境の確保及び形成に資するよう、森林の持つ自然及び景観機能の維持並びに保全に努めるとともに、これらを活かした休養及び保健機能を担う公園等の適正な維持管理を行う。

### **4. その他の施設の整備に係る事業との関連**

農業従事者の福祉の向上や健康増進を図るため、集会施設や農村公園等の整備を進める場合、農道整備、集落道整備、農業集落排水事業、土地基盤整備事業等との一体的な生活環境整備を進めることとする。

## 第9 附図

1. 土地利用計画図（附図1号）
2. 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
3. 農用地等保全整備計画図（附図3号）
4. 農業近代化施設整備計画図（該当なし）
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図4号）
6. 生活環境施設整備計画図（該当なし）

## 別記 農用地利用計画

### 1. 農用地区域

#### （1）現況農用地等に係る農用地区域

次表の「区域の範囲」の欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「除外する土地」の欄に掲げる土地並びにこれらの土地以外であって、宅地、山林、原野、雑種地、境内地、墓地、鉄道、国・県・市道の道路敷地、公衆用道路、公園、鉄塔用地、河川敷（鳴瀬川河川敷の一部を除く。）、池沼、沼地及び公共用地であるものを除いた土地を農用地区域とする。

なお、その番地、地目は令和4年1月1日現在のものをいう。

#### （2）現況森林、原野等に係わる農用地区域

該当なし。

### 2. 用途区分

農用地区域内の農業上の用途は、次表に掲げるとおりとする。

なお、その番地、地目は令和4年1月1日現在のものをいう。